

申請に対する処分個別票

所管局担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6750) 建設局総務部管理課(06-6615-6687)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を所管する公園事務所または公園緑化部調整課、総務部管理課 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所
処分の名称	都市公園の使用料の減免
概要	都市公園の使用料の減免について規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第15条、大阪市公園条例施行規則第23条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>大阪市公園条例第15条に掲げる要件を満たすことが必要です。</p> <p>大阪市公園条例 (使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 庭園に入場する65歳以上の者(本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。)、児童等(小学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。))の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。))の生徒をいう。以下同じ。)(慶沢園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。))及び就学前児童の使用料</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して庭園に入場するときの当該教員の使用料(慶沢園にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。)</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設に入所している者(以下「入所者」という。))が、当該施設の職員に引率されて団体に庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料</p> <p>(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。))の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下同じ。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の使用料</p> <p>(5) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の使用料</p> <p>(6) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料</p> <p>2 市長は、庭園を30人以上の団体に使用するときの使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。</p> <p>(1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額</p> <p>(2) 50人以上100人未満の団体 使用料の2割に相当する額</p> <p>(3) 100人以上の団体 使用料の3割に相当する額</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する。</p> <p>大阪市公園条例施行規則(一部) (使用料の減免の申請)</p> <p>第23条 条例第15条第3項の規定により使用料(条例第9条の6において準用する条例第9条の2の許可に係る使用料を除く。)の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、別記第5号様式によるものとする。</p>
標準処理期間	公園施設設置許可、公園施設管理許可、占用許可、行為許可、又はこれらの変更許可にかかるものは40日、その他のものは即時

経由日数	なし
提出先	当該都市公園を所管する公園事務所
提出時期	随時
提出方法	当該都市公園を所管する公園事務所へ提出してください。
手数料	-
相談窓口	当該都市公園を所管する公園事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	